

世界とつながる高校生海外研修事業業務（韓国） 委託仕様書

1 業務の目的

本県の社会課題解決や産業の持続的な発展に向けた海外における探究活動や、国際的な視野を育む交流活動等を実施するため、希望者を募って行う海外研修旅行を企画し、参加生徒の所要経費の一部を補助することで、国際交流の機会を創出し、グローバル探究リーダーの育成を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

委託する業務は次のとおりとし、受託者は委託者と協議・調整を図りながら委託業務を遂行するものとする。

- (1) 海外研修の日程表の作成
- (2) 研修中の交通手段及び宿泊先の確保
- (3) 事前研修の企画、実施
- (4) 研修プログラムの企画及び全旅行期間中の添乗
- (5) 海外研修に係る危機管理、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談
- (6) 事業実施にかかる経費の徴収及び諸手続等
- (7) 参加者募集のチラシと研修のしおりの作成、参加者への事前・事後の諸連絡及び実施期間中の参加者の一般的な健康管理等

4 研修国

韓国

5 研修期間

令和8年8月～令和9年1月

※ このうち、令和8年12月17日（木）から令和9年1月13日（水）までのうちの連続する8日間を旅行期間とする。

※ 現地での研修日を6日間確保し、日程の詳細は、契約締結後、委託者と協議の上、決定する。

【日程例】2026年夏季の発着便を参考としたもの（火木土に発着）

1日目	出発日 現地到着日	12:50 15:05	新潟空港発 仁川空港着 韓国泊
2～7日目	研修①～⑥		
8日目	現地出発日 到着日	9:40 11:45	仁川空港発 新潟空港着

6 研修参加人数（予定）

70人（県内の高等学校及び中等教育学校の生徒のうち、参加を希望する者）

※ 参加人数分の航空機の座席が確保できない場合、参加者を複数のグループに分け、発着日を別日に設定することができる。

※ 参加希望者が予定人数を超えた場合、委託者が選考の上、参加者を決定する。

7 現地での研修

- (1) 県内工業製品・農産物等の高校生による海外向けプロモーション体験
(県内企業の商品展示会、新潟県 PR イベントなど)
- (2) 研修国の高校生や大学生との交流（共通のテーマでのディスカッションなど）
- (3) 異文化交流体験

8 事前研修

参加者を対象として8月に実施する研修会（参集型）において、受託者は上記7(1)～(3)を内容とする事前研修を行うこと。

また、これとは別に、オンラインによる事前研修を複数回実施すること。

9 交通手段

- (1) スムーズで無理のない行程で、負担の少ない交通手段を確保すること。
- (2) 交通手段は往復とも空路で、新潟空港発着便の利用が望ましい。
- (3) 空港までの移動は各自で対応するものとする。

10 添乗員

- (1) 引率職員は帯同しないため、旅行期間中の全ての危機管理やトラブルに対応できるよう、添乗員は十分な人数を確保すること。
- (2) 女子生徒対応のため、女性添乗員を配置すること。

11 見積上限額

参加者70人で総額17,500,000円として見積もること。（消費税及び地方消費税を含む）
また、参加者1人当たりの金額も見積もること。

※ 研修の実施に係る経費のうち、1/2相当（参加者1人当たり上限額125,000円）を委託費として委託者が支払い、残りの経費を参加者が支払う。

【委託費総額（70人）】8,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

12 見積

- (1) 業務一切に係る費用を見積もること。ただし、事前研修の会場及び講師に係る費用は委託者が負担する。
- (2) 費用変動（燃油等）があるものについては、その旨を明記すること。
- (3) 提示した内容以外に係る費用（個人的費用、例えば旅券取得、査証、任意保険料、旅行期間中の飲食経費、その他必要と考えられる諸費用等）についても、参考として別紙により提出すること。

13 その他

- (1) 上記業務内容は契約締結時点のものであり、事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、その都度協議する。
- (3) 上記のほか各業務に関して、他の手法やさらに必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」に従うこと。
- (5) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。